

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 飲食業のみなさまへ

令和2年度限定で補助金要件の拡充を行います。



① テイクアウト用カウンター・ドライブスルー窓口設置工事費用 など



② 屋台・移動販売車・出前バイクなどの購入・リース費用 など



③ モバイルオーダーサービス導入費用、新商品開発広報費用 など

① テイクアウト用カウンター・ドライブスルー窓口設置工事費用 など（店舗修繕）

概要

市内で飲食業を営む中小企業者が、店内で行われていた消費活動を店外へ移すために店舗のリフォームを行う場合に、その費用の一部を補助する

補助対象者及び要件（※以下のすべてに該当すること）

- ・市内に本店（個人については住所）がある者
- ・令和2年4月31日以前から営業する飲食業を営む店舗であること
- ・令和2年2月1日から令和3年2月28日までに行う新たな事業であること

補助対象経費

テイクアウトなどを実施するために行う店舗の修繕、模様替及び増築工事に要する費用

補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て）で上限50万円
- ・1店舗につき申請は1回まで



② 屋台・移動販売車・出前バイクなどの購入・リース費用 など（店舗外販路開拓）

概要

市内で飲食業を営む中小企業者が、店舗外で営業販売を行う場合に、その費用の一部を補助する

補助対象者及び要件（※以下のすべてに該当すること）

- ・市内に本店（個人については住所）がある者
- ・令和2年4月31日以前から営業する飲食業を営む店舗であること
- ・令和2年2月1日から令和3年2月28日までに行う新たな事業であること

補助対象経費

- ・営業許可等の許認可取得に要する費用
- ・屋台・移動販売車・出前バイクなどの車両購入費・リース料など（リース料は令和3年2月分まで）

補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨て）で上限50万円
- ・1店舗につき申請は1回まで（「①店舗修繕」とどちらか1店舗1回まで）



③ モバイルオーダーサービス導入費用、新商品開発広報費用 など（販売促進）

概要

市内で飲食業を営む中小企業者が、新商品開発やその広報に要する費用、受注・決済システムの導入などを行う場合に、その費用の一部を補助する

補助対象者及び要件（※以下のすべてに該当すること）

- ・市内に本店（個人については住所）がある者
- ・令和2年4月31日以前から営業する飲食業を営む店舗であること
- ・令和2年2月1日から令和3年2月28日までに行う新たな事業であること



補助対象経費

- ・新商品開発に要する費用、新商品の広報に要する費用
- ・受注や決済等のシステム導入改善に要する費用（サービス利用料などは令和3年2月分まで）
- ・店舗外で販売を行う場合の会場借上料（機材使用料、装飾費を含む）
- ・新商品の提供に必要な食器購入費用など、その他消耗品・備品購入費用

補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨て）で上限10万円
- ・1店舗につき申請は4回まで

注意事項

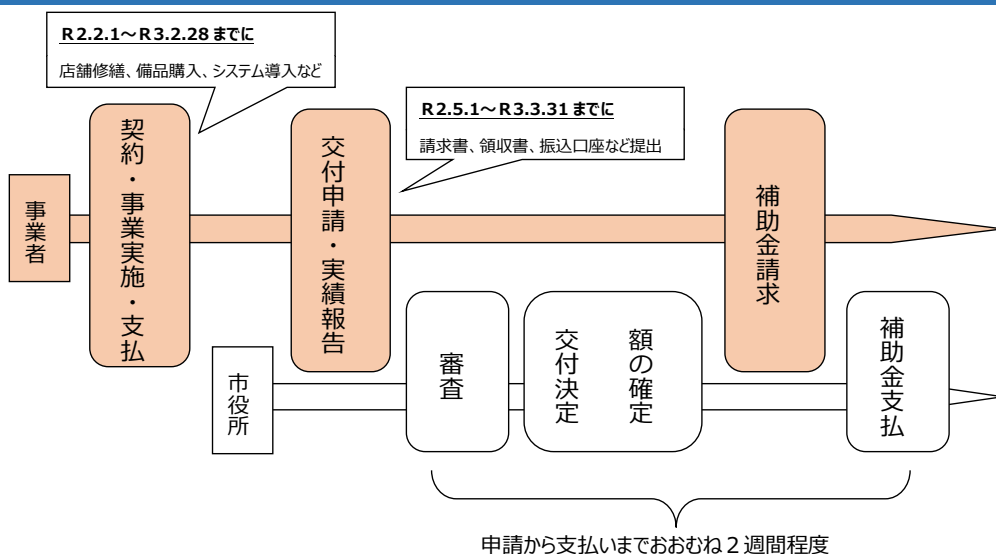
以下の要件を満たした事業者であること

- ・市税を滞納していないこと
- ・風俗営業等関係事業者でないこと
- ・暴力団でない、又は暴力団に関係していないこと

以下のいずれにも該当する店舗であること

- ・市内に所在する店舗
- ・日本標準産業分類に規定される、飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）を営む店舗
- ・主として個人を取引の相手とする店舗
- ・フランチャイズチェーンでないもの
- ・チェーンストア（11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗）でないもの

申請の流れ



申請の方法

詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.city.toyohashi.lg.jp/item/75675.htm>
また、申請前に必ず右記
問い合わせ先までご相談ください。



お問い合わせ先

豊橋市役所産業部商工業振興課
（東館10階）
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL 0532-51-2431 FAX 0532-55-9090
E-mail shokogyo@city.toyohashi.lg.jp